脱軍備・平和レポート

平和への提言

Voice for Peace

特定非営利活動法人ピースデポ　Peace Depot Inc.

第3号
2026年 11月

特集 1
TPNW再検討会議に向けて
――人類は核抑止力依存から脱却できるのか？

メリッサ・パーク／トム・サウアー
山本寿則／倉本芽美

特集 2
先端技術と戦争
――迫り来るディストピアを正視する

稲垣知宏／西山心／小寺隆幸

CONTENTS

【特集1】
TPNW締約国会議に向けて …… 3

▶「ナガサキ」を二度と繰り返さない　メリッサ・パーク …… 4
▶ TPNW 推進派による批判的考察　トム・サウアー …… 6
▶TPNW再検討会議への期待と課題　山田寿則 …… 10
▶反核運動における「若者」の意味ある参加とは　倉本芽美 …… 13

【特集2】
先端技術と戦争 …… 15

▶先端技術を誰が統制できるのか　稲垣知宏 …… 16
▶進化する技術、変化する戦争　西山心 …… 19
▶学術の軍事化　小寺隆幸 …… 22

《地域から平和を創る》第 1 回
ミサイル持ち込みのための祝園弾薬庫の火薬庫増設に反対する運動　坪井久行 …… 25

シリーズ●「高市軍拡」を問う（3）
「台湾有事」前提の軍拡に異議　布施祐仁 …… 26

書評
▶梅原季哉著『非核三原則――「唯一の被爆国」が抱える矛盾』　浅野英男 …… 28
▶太田昌克著『狂気の時代――人類と核の 80 年』　金崎由美 …… 29

連載　全体を生きる（61）
宇宙兵器の配備：米国のウソと日本　梅林宏道 …… 30

平和を考えるための映画ガイド
現実で、人は何も知り得ない――『サンタンゴ』　うろこ …… 31

編集後記 …… 32



TPNW 再検討会議へのオブザーバー参加、同条約への早期署名・批准、非核三原則の堅持を求める要請書を高市首相に手交する松井一実・広島市長と鈴木史朗・長崎市長（2026 年 10 月 30 日）　出典：首相官邸 HP

特集 1

TPNW 再検討会議に向けて

―― 人類は核抑止力依存から脱却できるのか？

第 1 回の核兵器禁止条約再検討会議がまもなく開催される。今年開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議で最終文書採択できなかったことを踏まえると、TPNW 再検討会議の成否が今後の核軍縮への鍵を握っているといっても過言ではない。この重要な再検討会議にむけて、どのような成果が期待されるのか。TPNW 自体にもどのような課題があり、それを乗り越えるためには何が必要なのか。Voice for Peace では、こういった問いに答えるために、国内外の有識者と若者に論考を依頼した。それぞれの立場から、具体的・建設的な提言や見解が示された素晴らしい論考が集まった。TPNW を単に「非同盟国や核に依存しない国の集まり」にとどめるのではなく、新たな核軍縮の道を開いていく突破口としなければいけない。そのための重要な手がかりを得ることが、TPNW 再検討会議の重要な使命だといえるだろう。そして、核抑止からの脱却をめざすべく、世界の市民社会が力を合わせていくことが必要だ。本特集がそのための一助となることを祈る。（鈴木達治郎）

特集 1　TPNW 再検討会議に向けて

「ナガサキ」を二度と繰り返さない

――国連の核兵器禁止条約が今年の締約国会議で重要な節目を迎える



メリッサ・パーク（ICAN 事務局長）
翻訳：役重善洋

Melissa Parke: 2023 年より核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）事務局長。元オーストラリア国際開発担当大臣、連邦議会議員（2007-16）。1999 年から 2007 年にかけて、コソボ、ガザ、ニューヨーク、レバノンにて国連の国際法務専門家として勤務。2017 年から 21 年にかけては、国連人権理事会の委託を受け、イエメンにおける国際法違反を調査する「イエメンに関する国連著名専門家グループ」のメンバー。

「二度と長崎のような惨禍を繰り返さない」――国連の核兵器禁止条約が、今年開催される第 1 回締約国会議で重要な節目を迎える。

81 年前、米国が広島と長崎の都市に対して想像を絶する規模の無差別な殺戮と破壊をもたらして以来、核兵器が再び使用されるかもしれないという脅威が、今、かつてないほど高まっている。

核兵器を保有する 9 カ国はすべて、核戦力の近代化を進めており、中国や北朝鮮など一部の国々は、その保有数を拡大させている。ロシアと米国という最大の核保有国を含む 3 つの核保有国が、ウクライナやイランといった非核保有国に対して違法な侵略戦争に関与している現状において、核による脅威は日常的なものとなってしまった。地政学的な情勢は極めて暗い。

しかしその一方で、世界の大多数の国々は、新たな核軍拡競争という行き止まりの道に代わる選択肢を提示しようと取り組んでいる。それが核兵器禁止条約（TPNW）である。

2017 年 7 月 7 日、ICAN とそのパートナー団体が、「人道的なアプローチ」を支持する国々と 10 年間にわたって連携・提唱してきた結果、世界の圧倒的多数の国々が、核兵器を禁止するこの画期的な国際合意を採択した。同条約は 2021 年 1 月 22 日に発効した。

核兵器禁止条約が採択されるまで、核兵器は、壊滅的かつ広範囲に及び、長期にわたって続く人道的・環境的被害をもたらすにもかかわらず、包括的な禁止の対象となっていない唯一の大量破壊兵器であった。この画期的な合意は、国際条約法における大きな空白を埋めるものとなった。

この条約は、締約国に対し、核兵器の開発、実験、生産、製造、移譲、保有、備蓄、使用、あるいは使用の威嚇を行うこと、また自国領土内への核兵器の配備を容認することを禁止している。さらに、こうした行為のいずれかに関与するよう他者を支援、奨励、あるいは勧誘することも禁じている。

核兵器禁止条約は、国際法上初めて核保有国が期限を定めた検証可能な形で軍縮を進めるための道筋を示した。さらに、核兵器による被害を受けた地域社会や環境を支援するための、初の国際的な枠組みも提供している。

現在、101 カ国がこの条約の締約国または署名国となっている。世界の半数以上の国々がこれに含まれており、彼らは「グローバル・マジョリティ」を構成している。核兵器を保有しているのは 9 カ国に過ぎず、国連総会の決議において TPNW に反対票を投じた国は 35 カ国である。これらは「グローバル・マイノリティ」と言える。TPNW がもたらした重要な影響の一つは、核兵器をめぐる議論の民主化である。それまで核兵器保有国である国連安全保障理事会の「常任理事国 5 カ国（P5）」が主導していた議論を、すべての国が平等に投票権を持つ国連総会の場へと移したのである。この条約は、核兵器が女性や少女、先住民に対して不釣り合いに甚大な被害をもたらしていることを認めている。また、科学諮問グループを設置し、条約の意思決定やプロセスが最新の科学的知見や研究に基づいていることを保証している。

核兵器は他の地球規模の課題から切り離されたものではなく、健康、環境、食料安全保障、そして人権といった問題と深く結びついている。

この条約は、核兵器に関する議論が、単に安全保障や軍縮という文脈だけで語られるものではないことを明確にした。核兵器は地球上のすべての人々を脅かす存在であり、したがって、すべての人に関わる問題である。核兵器は他の地球規模の課題から切り離されたものではな

く、健康、環境、食料安全保障、そして人権といった問題と深く結びついている。

TPNW の第 1 回締約国会議は、2026 年 11 月 30 日から 12 月 4 日まで、ニューヨークの国連本部で開催される。この会議は極めて重要な時期に行われる。条約の発効から最初の 5 年というサイクルが終了する節目であり、締約国にとっては、条約の実施状況だけでなく、条約の普遍化（すべての国が参加することに向けた進捗）や、条約が定める「積極的義務」がもたらした影響を評価する機会となる。また、この会議では、今後の数年間に向けた方針も策定される予定である。さらに、この締約国会議は歴史的な節目を迎える中で開催されます。トンガの加入やガボンの署名を経て、2026 年 9 月時点で 101 カ国が TPNW の締約国または署名国となっている。

この会議は、TPNW の全体的な運用状況と長期的な戦略を包括的に評価するための重要な場となる。本会合では、2022 年に開催された第 1 回締約国会議で採択された「ウィーン行動計画」に基づく進捗状況を評価する。また、地政学的な緊張が高まる中で開かれた同会議において、「明示的か黙示的かを問わず、また状況がいかなるものであれ、あらゆる核の威嚇」を明確に非難したことをはじめとする、これまでの取り組みをさらに発展させていく。この際、TPNW 締約国が用いた表現は、その後、G20、中国の習近平国家主席、当時のドイツのオラフ・ショルツ首相、そして当時の NATO のイェンス・ストルテンベルグ事務総長らによっても引用された。さらに、本検討会議では、世界的な知見を深めるための取り組みも進められる。

TPNW締約国は、数百万人の民間人を抹殺する脅威の上に安全保障を築くという考えを断固として拒否する姿勢を改めて強く表明するであろう。

締約国会議は、核兵器の人道的・環境的影響について理解を深め、核兵器爆発の有害な影響に今なお苦しむコミュニティと連携し、これらのコミュニティへの支援と残存する環境汚染の浄化に向けた取り組みを推進していく。

今回の TPNW 締約国会議において、締約国は、核兵器の使用と実験がもたらす壊滅的な人道的・環境的影響に関する外交的理解を深めるとともに、少数の核保有国による核兵器開発によって被害と損失を被った人々への正義の実現に向けた取り組みを継続的に進め、その遺産を尊重することで、いくつかの重要な前進を遂げることを期待する。これには、核兵器によって被害を受けたコミュニティへの支援と汚染環境の浄化に関する国際協力を促進するための信託基金やその他のメカニズムに関する決定が含まれる可能性がある。さらに、会議では、国際安全保障環境の悪化と人工知能の核兵器システムへの統合に伴う核兵器使用リスクの増大、そしてそれに伴う核兵器廃絶の必要性の緊急性が強調される。 TPNW 締約国は、数百万人の民間人を抹殺する脅威の上に安全保障を築くという考えを断固として拒否する姿勢を改めて強く表明するであろう。

条約締約国に加え、未加盟の多くの国々、関連する国連機関、国際赤十字・赤新月運動を含むその他の国際機関や地域機関、そして国際市民社会を代表する NGO も参加する。

残念ながら、本稿執筆時点では、日本政府は被爆者や大多数の日本国民の声に耳を傾ける兆候をほとんど示しておらず、オブザーバーとして再検討会議に出席するどころか、条約加盟への容認しがたい反対姿勢を撤回する気配すらない。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、この会議の市民社会コーディネーターを務め、会議に参加する NGO や一般市民向けにニューヨークで一連のイベントを企画する。 ICAN は、110 カ国以上、700 を超えるパートナー団体からなるキャンペーン連合であり、「核兵器使用による壊滅的な人道的影響に注意を喚起する活動」と「核兵器の条約による禁止を実現するための画期的な取り組み」が評価され、2017 年にノーベル平和賞を受賞した。

再検討会議に先立ち、ICAN はニューヨーク市の象徴的なリバーサイド教会で活動家フォーラムを開催する。リバーサイド教会は、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師の説教など、米国公民権運動における重要な出来事が数多く行われた場所である。このフォーラムは、会議に先立ち活動家が一堂に会し、協力者との連携を深め、核兵器撲滅に向けた世界的な活動を次の段階へと進めるための新たなアイデアを生み出すことを目的としている。核兵器が再び使用される危険性がますます深刻化し、使用された場合の累積的、複雑、連鎖的、そして壊滅的な影響について、世界中の人々の理解を深める必要性が高まっているため、今回の会合は、核兵器廃絶に向けた世界的な運動を強化し、核兵器の被害を受けた人々への正義を支援するために、ICAN のパートナーおよび同盟国が一堂に会する場となる。

この 1 日限りのキャンペーンフォーラムでは、核正義の実現、核兵器および核抑止政策に対する偏見の強化、より良い、より平和な世界という共通の価値観と目標を共有する他のキャンペーンとの連携、そして TPNW の影響力強化といった点に焦点を当てた議論が展開される予定である。また、ICAN は、TPNW を支持する国会議員を対象とした会議を 12 月 2 日に開催する。この会議はどの国の国会議員にも開かれているが、これまで TPNW に反対してきた国の国会議員が重要な役割を担う。 2017 年の国連における TPNW 採択以来、世

界中の 2200 名を超える選出議員が、ICAN 議会誓約を通じて、自国政府に対し TPNW への署名と批准を求めることを約束している。TPNW の発足に伴い、非公式の議員ネットワークも拡大してきた。2022 年にウィーンで開催された第 1 回締約国会議で発足したこのネットワークは、2023 年と 2025 年の会合以降、毎回開催され、議員らは核抑止を否定し、立法措置を提案する共同声明を採択した。今回の会議は、TPNW 史上最も重要な会合において、この伝統を引き継ぐものである。

今回の検討会議は、政府、市民社会、学者、その他の関係者が、TPNW に関連する様々な課題についてサイドイベントを開催し、政府関係者やその他の参加者の意識を高める機会を提供する。市民社会コーディネーターとして、ICAN は国連ビル内の施設への公平なアクセスを確保する。

特集 1　TPNW 再検討会議に向けて

TPNW 推進派による批判的見解



トム・サウアー（アントワープ大学教授）
翻訳：鈴木達治郎

Tom Sauer：アントワープ大学政治学部教授。専門は国際安全保障、特に核軍備管理、核拡散、軍縮、および欧州の安全保障。近著に、『欧州とアジア・太平洋地域における安全保障秩序と同盟戦略』（2025 年、佐藤洋一郎、エレナ・アタナソワ＝コルネリスとの共編、英語）がある。明治学院大学国際平和研究所（PRIME）客員フェローを歴任。パグウォッシュ会議メンバー。

はじめに

発効から 5 年が経過し、2026 年 12 月初旬にニューヨークの国連本部で開催される「核兵器禁止条約（TPNW）」の第 1 回検討会議は、これまでの歩みを振り返り、今後の展望を語る絶好の機会となる。本記事の前半では、TPNW の成果を総括する。後半では、同条約の限界について言及する。記事の最後には、TPNW の枠を超えた反核運動の新たな戦略を求める訴えを記す。

1. TPNW のこれまでの成果

TPNW には、少なくとも 4 つの主要な成果がある。この条約の第一の、そして最も重要な成果は、いわゆる「法的空白」を埋めたことである。化学兵器や生物兵器、さらには対人地雷やクラスター弾はすでに国際条約によって禁止されていたが、地球上で最も破壊力のある兵器、すなわち核兵器についてはそうではなかった。2017 年に締結され、2021 年に発効した TPNW は、この奇妙な状況に終止符を打った。それ以降、核兵器の使用および保有は、少なくとも同条約の締約国においては、非道徳的かつ非合法であるだけでなく、違法ともみなされるようになった。この点において、TPNW は、非同盟の非核兵器国（NNWS）が数十年にわたり繰り返し求めてきた、核兵器国（NWS）とその同盟国は核不拡散条約（NPT）（1968 年）における約束を果たさなければならないという要求の集大成と見なすことができる。NPT の合意内容は、NNWS が、民生用原子力施設の建設に対する支援と引き換えに、また NWS による（かなり曖昧な）「核兵器廃絶に向けた多国間交渉を開始する」という要請と引き換えに、核兵器を絶対に取得しないことを約束するというものであった。TPNW の締結・署名を通じて、非同盟の非核兵器保有国は、核兵器保有国に対し、核軍縮に関する義務の履行を開始するという確実な約束を期待していることを極めて明確に示した。これにより、反核の規範が強化された。TPNW によって、核兵器の使用（いわゆる「核のタブー」）だけでなく、その保有に対しても規範が適用されるようになった。この点において、TPNW は画期的なものであると言える。

2 つ目の、より具体的な成果は、核兵器に関連するいわゆる人道的側面の進展であった。NPT とは対照的に、TPNW には、日本における核兵器使用の被害者（被爆者）だけでなく、世界中で行われた 2,000 回以上の核実験の被害者を支援する文言が含まれている。

後知恵で言えば、TPNW の 3 つ目の成果は、非核保有国、とりわけグローバル・サウス（オーストリアやア

イルランドなどの国々も併せて）の主体性を強化したことにあると言えるだろう 。グローバル・サウスによるこうした主張の強まりは、世界の勢力均衡が変化しつつあることを示している。初めて、核保有国とその同盟国が主導権を握ることができなかった。非同盟の非核保有国は、国連総会の手続きを活用し、その数に裏打ちされた力を駆使して、核保有国とその同盟国を出し抜いた。ハンナ・アーレントなら、これを喜んだに違いない。NWS とその同盟国は屈辱を感じ、TPNW に対して極めて冷淡な態度で応じた。その結果、NWS と NNWS の間で続いていた対立がさらに深まった。

TPNW の最後の成果は、世界中のあらゆる大陸で、新世代の反核平和活動家たちに活力を与えたことである。特に、100 カ国以上で 600 以上の NGO が参加する「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」がその代表例である。ICAN がなければ、反核運動はかろうじて存続していたに過ぎなかったとさえ言えるだろう。ICAN のキャンペーンは、都市や地域社会の役割（「ICAN 都市アピール」）、核兵器製造企業への資金提供における銀行の役割、そして前述の「被害者アプローチ」に焦点を当ててきた。

要するに、TPNW は、核兵器の使用と保有の両方を違法と宣言した初の条約であるという点で、画期的なものである。同時に、TPNW には大きな限界もある。したがって、第 1 回検討会議は、TPNW の支持者たち（私自身も含む）にとって、批判的な自己反省を行う機会ともなるべきである。最も重要な問いは、TPNW が 2017 年にその支持者たちが期待していたような影響力を発揮する軌道に乗っているのか、ということである。

最も重要な問いは、TPNWが2017年にその支持者たちが期待していたような影響力を発揮する軌道に乗っているのか、ということである。

2. TPNW の限界

TPNW には、少なくとも 4 つの基本的な限界がある。何よりもまず、TPNW 支持者たちは基本的に「賛同者への伝道」に終始している点である。世界のほとんどの国が核兵器のない世界を望んでいるのは、彼ら自身に核兵器を保有する意図がなく、核兵器を保有する国々がそれを使用した場合のデメリットしか見ていないためであり、これは決して異常なことではない。TPNW の多くの支持者が当初抱いていた希望と期待は、規範の構築と非難を通じて、核保有国とその同盟国が時間の経過とともにその行動を改め、TPNW に署名するようになるというものであった 。 核兵器への悪の烙印化がすでにどの程度進行しているかは定かではないが、現時点では、NWS とその同盟国は、核兵器に関する自らの見解を放棄する意思があるような兆候を一切示していない。要するに、核兵器に関する主要な――もし最大ではないとしても――利害関係者は、TPNW の有用性を確信していない。それどころか、NAS は年間 1,000 億ドル以上を投じて兵器体系の近代化を進めている。

第二に、さらに深刻なことに、NWS とその同盟国が、近い将来あるいは中期的に、核兵器に関する自らの立場を見直す意思を示している兆候はまったく見られない。それどころか、（核保有国とその同盟国の観点からは）核軍縮に好ましくない地政学的状況のため、一部の非核保有国や同盟国において、核兵器を保有すること、あるいは少なくとも核兵器の保有も検討することへの関心が高まっている。中東において、核武装をめぐる公の議論が繰り広げられている国々は、イラン、サウジアラビア（イランの影響による）、そしてトルコである。また、トランプ第 2 期政権の発足以来、多くの米国の同盟国は米国に見捨てられたと感じており、その結果、韓国、日本、ドイツ、ウクライナ、ポーランドといった国々では、エリート層や世論の双方において、核兵器の取得に対する関心が、例えば 2 年前と比べてはるかに高まっている。さらに、最後の二国間戦略核軍縮条約である「新 START」が 2026 年初頭に失効したことで、核軍縮の取り組みは完全に崩壊している。今日、二国間の戦略軍縮条約が一つも発効していない状況は、1970 年代初頭以来初めてのことである。それ以前にも、弾道弾迎撃ミサイル制限（ABM）条約、中距離核ミサイル廃棄（INF）条約、「オープンスカイ条約」、そして米国や欧州とイランの間で結まれた包括的共同作業計画（JCPOA）はすでに破棄されていた。したがって、ここ数年、世界全体の核兵器の数が（特に中国とフランスによって）増加していることは驚くべきことではない。欧州では、フランスが少なくとも 10 の EU 加盟国と二国間協定を締結することで、自国の核兵器を「欧州化」しつつある。これは、核拡散の可能性がある国々に対して誤ったシグナルを送ることになる。総じて言えば、風向きは TPNW の支持者たちが提唱する方向とは正反対に向かっている。こうした状況のすべてが地政学的状況の悪化に起因するという主張は間違ってはいないが、原則としてその論理を逆転させることもできる。ウクライナや中東で核保有国が関与する戦争が繰り広げられている状況下では、核兵器の危険性を指摘する主張が議論を制するはずだと予想されるだろう 。しかし、現実はそうではない。核兵器への支持は高まる一方であり、減る気配はない。残念ながら。

第三に、これに関連して、TPNW がもたらしたおそらく最大の影響、すなわち 2018 年に（TPNW を受けて）多くの銀行や金融機関が核兵器関連事業への投資を停止するという決定を下したことが、国際情勢の悪化により覆されつつある。2018 年に核兵器を「ブラックリスト」

に指定すると発表した銀行が、現在、それらを再び「グレーリスト」に戻しつつある。私の母国であるベルギーでの一例として、KBC 銀行が挙げられる。

最後に、非核兵器地帯条約に加盟している 111 カ国（その多くはすでに数十年にわたり加盟している）や、2017 年に「核兵器禁止条約（TPNW）」の交渉に参加し賛成票を投じた（一部重複する）122 カ国が、比較的迅速に TPNW に署名するだろうと予想されていた。しかし、実際にはそうはならなかった。署名と批准のペースはかなり遅い。条約締結から９年が経過した現在、「わずか」101 カ国が署名しており、そのうち 75 カ国が締約国となっている。「悪の烙印理論」によれば、特にこれら 120 カ国が署名した時点で、その影響が顕著に現れるとされている。そうして初めて、同盟国に対する圧力が高まり、彼らが署名すれば、核保有国（NAS：Nuclear Armed States、現時点では NPT で認められた 5 か国に加え、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を加えた９か国）は孤立し、方針転換を迫る最大の圧力にさらされることになるだろう。残念ながら、悪の烙印化が現在「機能している」あるいは近い将来に機能する兆しはほとんど見られない。それとも、核の時限爆弾が刻々と時を刻む中、我々は単に忍耐強く待つべきなのだろうか？

反核運動は、自らを省みるべきだと私は考えている。「新しい」アイデアが必要とされる時が来ている。その中には、実際には新しいものではなく、単に忘れ去られていたものもある。

3. 反核運動の新たな戦略の必要性

国際社会が核廃絶を実現したいのであれば、主要な利害関係者である NAS を巻き込むべきである。しかし、TPNW（核兵器禁止条約）の場合はそうではなかった。明確にしておきたいが、それは TPNW を推進した人々の責任ではない。非難されるべきは、（大半の）核保有国とその同盟国であり、彼らは 2017 年の交渉への出席さえ拒否したのである。

世界が必要としているのは、NPT や TPNW とは別に、第３の条約である。これを「包括的核兵器禁止条約（NWC）」と呼ぶことにしよう。これは、化学兵器禁止条約や生物兵器禁止条約に匹敵するものである 。NWC は、すべての NAS と非核兵器保有国（およびその代表）が共同で交渉すべきである。その新たな条約には、（化学兵器禁止条約に準じた）すべての核兵器を廃棄するための明確なスケジュールが盛り込まれるべきである。

９カ国の NAS を、この構想に賛同させるにはどうすればよいだろうか。ここでの明白な答えは、彼ら自身がその構想を信じる必要があるということだ。それは、「核兵器のない世界」という目標が、すべての NAS の国益にかなうものと認識された場合にのみ、実現し得る。

解決策の一端となり得る具体的なアイデアを２つ紹介したい。もちろん、他にも多くのアイデアが考えられるだろう。最初のアイデアは、ほとんどの核兵器国が、核兵器が安全保障をもたらすと信じているからこそ、核兵器を保有しているという前提に立っている。したがって、「核兵器のない世界（NWFW:Nuclear Weapon Free World）」を提唱する人々は、核抑止がなぜ、どのように機能しなくなる可能性があるのかについて、より説得力のある論拠を示しつつ、同時に核抑止に代わる現実的な代替案を提示する必要がある。非暴力といった考え方は、この問題を解決するには不十分である。核抑止に代わる現実的な選択肢として、信頼性のある形で機能し得るものの一つが、現代的な通常兵器による抑止、すなわち、最新の通常弾頭を装備した弾道ミサイル、極超音速ミサイル、巡航ミサイルによる抑止である。NAS 内の十分な数の専門家や政治家がこの概念を受け入れて初めて、彼らがようやく「核兵器のない世界」という構想を真剣に検討し始める可能性が出てくる。理想を言えば、これは地域的な集団安全保障機構という形での、国家間の安全保障協力の強化と組み合わせるべきである 。

非同盟の非核兵器保有国が「一斉に」NPT から脱退することで、核保有国内の軍備管理および不拡散コミュニティを目覚めさせることができるだろう 。

もしその戦略がうまくいかない（あるいは十分な速さで効果を上げない）のであれば、私は共著者のジョエリン・プレトリウス氏と共に以前提案したことを繰り返したい。すなわち、現在、核抑止の実践を永遠に続けられると信じ、NPT の曖昧な約束の陰に隠れることで代替案を探す動機を全く持っていない、NAS に所属するまさにその専門家や政治家たちを目覚めさせることだ。NPT はもはや機能していないため、非同盟の非核兵器保有国（NNWS）が「一斉に」NPT から脱退することで、NAS 内の軍備管理および不拡散コミュニティを目覚めさせることができるだろう 。３回連続の再検討会議は失敗に終わり、今後の３回の会議で状況が変わる兆しはまったく見られない。NPT は、核兵器を廃絶する上で助けというよりむしろ障害となっている。もし NPT がなくなれば、NPT という「バブル」の中に閉じこもっている NAS の専門家や政治家たちは、新たなアイデアを打ち出さなければならない。理想を言えば、彼らは前述のアイデアを真剣に受け止め、核兵器を現代的な通常兵器に置き換え、NWC（包括的核兵器禁止条約）を交渉すべきである。

そうでなければ、もはや NPT の制約を受けない国々

がさらに増え、核兵器を製造すると脅すようになるだろう。そして、現在の NAS に対し、核兵器が安全保障をもたらすのか（したがって、核兵器を望むすべての国が核兵器を保有することを認めるべきか）、それともそうでないのか（したがって、いかなる国も核兵器を保有してはならないという結論に至るべきか）という問題を根本的に再考させるために、実際にその脅しを実行せざるを得なくなる国も出てくるかもしれない。その場合、NAS を含む世界中の専門家や政治家の大多数が、後者の選択肢を選ぶ可能性は十分にある。言い換えれば、その後、状況がはるかに良くなるためには、まず一旦は悪化しなければならないというのが、最も妥当な見通しである。

その代案となるのは、核兵器が存在する世界――すなわち現在の世界秩序――であり、さらなる核拡散がほぼ確実視される状況だ。しかし、今回は、多国間交渉を開始するという曖昧な約束以外には終着点が見えず、その交渉が実際に開始される可能性は極めて低い。この状況は、ひいては核兵器使用のリスクを大幅に高めることになる。対照的に、核兵器のない世界であれば、その定義上、核兵器が再び使用される可能性を完全に排除することになる。

[1] NWS とは、NPT の下で承認された 5 つの核保有国、すなわち米国、ロシア、英国、フランス、中国を指す。これに対し、核兵器保有国（NAS）とは、NWS に加え、承認されていない核兵器保有国であるイスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮を含む。

[2] P.Meyer and T.Sauer, ‘The Nuclear Ban Treaty: A Sign of Global Impatience’, in: Survival, vol.60 (2), 2018 (April-May), pp.61-72.

[3] T.Sauer and J.Nicolini, ‘The struggle for influence by emering powers in nuclear global governance’, in: Global Change, Peace and Security, vol.36, no.2, June 2025, pp.121-138.

[4] T.Sauer and M.Reveraert, ‘The potential stigmatizing effect of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons’, in: The Nonproliferation Review, vol.25, 5-6, 2018, pp.437-456.

[5] T.Sauer, ‘How useful are nuclear weapons in practice ? Case-study: the war in Ukraine’, in: Journal for Peace and Nuclear Disarmament, vol.7 (1), 2024, pp.194-210.

[6] NWC の構想は新しいものではない。例えば、1995 年の NPT 再検討・延長会議において、「アボリション 2000」によって提案されていた。

[7] T.Sauer, ‘The potentially revolutionary impact of emerging and disruptive technologies as strategic conventional weapons on the nuclear deterrence debate’, in: EU Non-Proliferation and Disarmament Consortium paper no.91, December 2024, 20 p.

[8] ウクライナ戦争後のヨーロッパに適用された事例については、T.Sauer 著「ウクライナ戦争後のヨーロッパにおける集団安全保障の正当性」を参照のこと。掲載誌：Toda Peace Institute Report, no.271, February 2026, 13 p.

[9] J.Pretorius and T.Sauer, ‘Ditch the NP’T, in: Survival, Vol.63 (4), August 2021, pp.103-124; J.Pretorius and T.Sauer, ‘When is it legitimate to abandon the NPT ? Withdrawal as a political tool to advance nuclear disarmament’, in: Contemporary Security Policy, vol.43 (1) 2022, pp.161-185.



特集 1　TPNW 再検討会議に向けて

TPNW 再検討会議への期待と課題



山田寿則
（明治大学兼任講師 / 公益財団法人政治経済研究所主任研究員）

（やまだ・としのり）国際法の視点から核軍縮問題を研究。国際反核法律家協会理事、日本反核法律家協会理事。著書に『核不拡散から核廃絶へ　軍縮国際法において信義誠実の義務とは何か』（2010 年）、『核抑止の理論　国際法からの挑戦』（2011 年）、『現代に生きる国際法』（2022 年）、『核兵器禁止条約　逐条解説＆第 1 回締約国会合』（2023 年、いずれも共著）など。

1　核軍縮の停滞を乗り越えるために

2026 年 11 月 30 日から 12 月 4 日まで、核兵器禁止条約（TPNW）の第 1 回再検討会議がニューヨークの国連本部で開催される。核兵器のない世界を実現し、維持するという条約の目的に照らして、これまでの取り組みを検証し、今後の課題と方策を議論する重要な機会である。

TPNW では、2 年ごとに締約国会合が開催される一方、6 年ごとに再検討会議が開かれる。再検討会議は、条約の運用状況だけでなく、条約が掲げる目的の達成に向けてどのような進展があったのかを検討する場でもある。今回の会議では、第 1 回締約国会合で採択されたウィーン行動計画 [1] に基づく条約の実施状況が点検されるとともに、TPNW に基づく諸国の実行が今後の核軍縮全体にどのように貢献ができるかが問われることになるだろう。

核兵器不拡散条約（NPT）の再検討会議では、2015 年以降、3 回連続して実質的な最終合意が成立していない。こうした状況の下で、TPNW が核軍縮を前進させるためにどのような役割を果たし得るのかが問われている。

TPNW と NPT は、単純に一方を選べばよいという関係にはない。両条約が共有する核兵器のない世界という目標に向け、それぞれの取り組みをどう結び付けるかが重要である。本稿では、普遍化、被害者援助と環境修復、両条約の連携、科学的知見の活用という観点から、再検討会議の課題を考える。

2　条約の普遍化――核抑止に依存する国々にどう向き合うか

TPNW 第 12 条は、すべての国に対し、条約への普遍的な参加を目指して他国に働きかけることを求めている。ここでいう普遍化とは、単に締約国の数を増やすことだけではない。核兵器の非人道性や核兵器廃絶の必要性について、条約に参加していない国々の理解を深めることも含まれる。

ウィーン行動計画は、このような考え方を明確にした [2]。今回の再検討会議に向けて、普遍化作業部会の共同議長は、条約への参加を促進するための戦略案を提出している [3]。

その提案では、まだ署名していない国に対し、将来の締約国入りに向けた意思表示として署名を促すことや、条約に反対する国に対しても締約国会合へのオブザーバー参加を呼びかけることが提案されている。オブザーバー参加は、条約の運用を理解し、核兵器廃絶への道筋や被害者援助・環境修復に関する議論に関与する機会となる。また、地域的な国際組織や非核兵器地帯の枠組みを活用し、同一地域の TPNW 締約国から非締約国に働きかける方策も示されている。

両条約が共有する核兵器のない世界という目標に向け、それぞれの取り組みをどう結び付けるかが重要である。

もちろん、普遍化には大きな壁がある。核保有国は TPNW には拒否的姿勢を見せているし、核依存国も TPNW への参加には慎重な姿勢を崩そうとしない。ロシアによるウクライナ侵攻などを背景に、核抑止を安全保障の柱とする考え方は強まっているようにも見える。

したがって、条約への参加を呼びかけるだけでは十分ではない。核兵器に依存する国々が、なぜ核抑止を必要と考えるのか、その安全保障上の考え方に向き合いながら、核兵器がもたらすリスクを問い直す必要がある。

この点で注目されるのが、TPNW 締約国が提起している「安全保障上の懸念」である。核兵器の使用や抑止の失敗がもたらす壊滅的な人道上の結果について、核兵器に依存しない国々が問題を提起するものだ。核抑止が安全を保障すると主張する国々に対し、核抑止が破綻し

た場合の被害をどのように考慮しているのか、説明を求めている [4]。

核抑止の失敗は、核兵器を保有する国々だけの問題ではない。核兵器の使用による被害は、国境を越えて広がり、核兵器を保有していない国々にも及び得る。つまり、核兵器に依存する国の政策決定によって生じるリスクは、依存していない国からすれば一方的に強いられているものだ。「安全保障上の懸念」という問題提起は、この差別的で不正義な構造を問い直すもので、核抑止をめぐる議論において重要な意味を持つ。核保有国や核依存国は、こういった構造に無自覚であり、自らがもたらしうる被害について何ら説明責任を果たしていない。

核抑止の失敗は、核兵器を保有する国々だけの問題ではない。

核抑止が失敗する確率や、その結果の規模については、科学的な知見に基づく検討が必要である。核兵器国側がリスクを管理できると主張するのであれば、その根拠を問うとともに、TPNW を支持する側も、核兵器の使用や核抑止に伴うリスクについて、検証可能な科学的根拠を積み重ねる必要がある。

核保有国は、核抑止の維持を理由に、こうした問題提起への回答を避ける傾向にある。核戦略に伴う曖昧さを維持することが、核抑止の実効性を高めると考えるからだ。普遍化を進めるうえで、市民社会には、「安全保障上の懸念」をめぐる議論の進展や、核兵器国・核依存国による説明の状況を監視し、社会に共有する役割がある。こうした取り組みは、核抑止に依存する国々との対話を促し、条約への理解を広げることにもつながる。

3　被害者援助と環境修復―条約実施の具体化が進むか

TPNW の重要な特徴は、核兵器を禁止するだけでなく、その使用や実験によって被害を受けた人々への援助と、汚染された環境の修復を条約上の課題として位置付けていることである。

第 6 条は、核兵器の使用や実験によって被害を受けた人々に対する援助と、環境の修復について締約国の義務を定めている。第 7 条は、国際協力と援助に関する枠組みを規定している。これらの規定は、核兵器の被害を過去の出来事として扱うのではなく、現在も続く問題として捉え、具体的な対応を求めるものである。

これまでの締約国会合では、被害者の証言が共有され、被害の実態が伝えられてきた。しかし、援助を必要とする人々がどこに、どの程度存在し、どのような援助を必要としているのかについて、十分な把握が進んでいるとは言い難い。各国がすでに実施している援助や環境修復の措置についても、必要とされる援助との間にどのような隔たりがあるのかを明らかにする必要がある。

こうした課題に対応するため、国際信託基金の設置が検討されている。提案では、国連の下に基金を設置し、国連軍縮部が運営する構想が示されている。第 4 回締約国会合での設置を念頭に、今回の再検討会議でアドホック委員会を設置し、基金の具体的な仕組みを検討することも提案されている [5]。

基金が実現すれば、被害者援助と環境修復に向けた国際協力を持続可能な形で支える仕組みとなり得る。ただし、設置そのものが目的ではない。どのような被害を対象とし、誰が援助を受けられるのか、各国の取り組みをどのように補完するのか、資金をどのように確保するのかといった点を明確にする必要がある。

特に難しいのは、TPNW の締約国ではない国々に存在する被害者をどう扱うかという問題である [7]。核兵器の使用や実験による被害は、条約への参加の有無によって異なるものではない。被害者の救済という人道的な観点からすれば、非締約国内の被害者をどのように援助するかも検討されるべき課題だろう [8]。また、核兵器に依存する国々が基金に拠出し、国際協力に参加する道をどのように確保するかも重要となる [9]。

国際法上の義務を実際の救済につなげるためには、被害の実態と援助の必要性を正確に把握し、資金や専門知識を含む援助体制を整備しなければならない。再検討会議では、実施に向けた具体的な道筋を示すことが期待される。

4　TPNW と NPT――補完性をどう前進させるか

TPNW と NPT の関係について、TPNW 締約国は、両者は補完関係にあると主張し、ウィーン行動計画では、特に NPT との補完性に焦点を当て、行動を進めてきた [9]。

NPT 第 6 条は、核軍備競争の早期停止と核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉する義務を定めている。TPNW は、核兵器の禁止を通じて核軍縮を進めるための効果的な措置として提案され、成立したという経緯を持つ。また、TPNW は核兵器に関わる活動を禁止し、核不拡散に関する義務も定めている。このような点から、TPNW は NPT を補完するものと理解できるし、実際、TPNW 締約諸国はそのように主張してきた。

しかし、両条約の関係は、より多面的である。TPNW では締約国会合や再検討会議を通じて条約の実施を議論する一方、NPT にも独自の再検討プロセスが存在する。両者の議論が連携しなければ、同じ問題を別々の場で扱うだけに終わる可能性がある。

さらに、両条約をめぐる対立の根底には、核兵器に対する考え方の違いがある。TPNW は、核兵器がもたらす壊滅的な人道上の結果を重視し、核兵器を禁止・全廃すべき対象として捉える。これに対し、NPT を重視する核兵器国や核抑止依存国は、核兵器が安全保障に必要

であると考える。そのため、TPNW による核兵器の禁止が核抑止の実効性を損なうとの懸念から、TPNW に反対している。

もっとも、NPT も究極的には核兵器のない世界を目指している。NPT 第 6 条は核軍縮（nuclear disarmament）交渉を義務付けているし、2000 年の NPT 再検討会議では、核兵器国による核兵器の完全廃絶への明確な約束が確認された。問題は、核兵器の全廃という目標そのものではなく、その実現に向けて何をすべきか、またその実現過程の中で核兵器の禁止という規範をどのように位置付けるかについて、意見が一致していないことである。

TPNW 締約国・署名国は事実上そのすべてが NPT の締約国である。現在の NPT における核軍縮停滞の要因は、核兵器国と非核兵器国との分断というより、核兵器国相互間の不信と対立に起因するところが大きい。この状況に対して、核兵器国に 6 条義務の履行を要求するだけでなく、「持たざる国々」として何ができるか、核依存国によるオブザーバー参加を得ながら、「補完論」をさらに前進させる真摯な検討が必要だろう。

5　科学的知見を政策に生かす

TPNW の実施を支える機関として、科学諮問グループ（SAG）の役割も重要である。SAG は、核兵器がもたらす人道上の影響やリスクについて専門的な知見を提供し、専門家のネットワークを広げてきた。

その活動は、核兵器の廃棄に関する条約第 4 条の実施問題に限られない。被害者援助や環境修復、さらには安全保障上の懸念に関する協議プロセスにも関与している **[10]**。核兵器の爆発の影響だけでなく、その使用リスクを科学的に明らかにすることは、核兵器政策をめぐる議論の土台を強化する。

今後は、SAG の任務を延長・拡大することに加え、条約の実施を支えるだけの専門家の構成と資金的基盤を整えることが課題となる **[11]**。科学的知見を政策に反映させ、各国の主張を検証可能な議論につなげることができれば、核兵器をめぐる対話の質を高めることにもつながるだろう。

6　核兵器のない世界に向けて、市民社会にできること

核兵器のない世界を実現するためには、核兵器を保有する国々が核軍縮を進めなければならない。核兵器の削減と廃絶について、核兵器国が第 1 次的責任を負うことは明らかである。

しかし、核兵器を保有していない国々にも、核軍縮に向けて取り組む責任がある。NPT 第 6 条が定める交渉義務は核兵器国だけに限定されておらず、TPNW も前文で核軍縮の誠実交渉とその完結義務を再確認している。核兵器を保有しない国々が核兵器国に軍縮の実施を求め、国際的な議論を通じてその履行を促すことも、核軍縮を進めるうえで重要である。

今回の TPNW 再検討会議では、普遍化、被害者援助と環境修復、NPT との連携、科学的知見の活用など、条約の実施を前進させるための具体策が問われる。これらの課題は外交官や専門家だけに関わるものではない。核兵器の使用がもたらす被害と危険は、国境を越え、将来の世代にも影響を及ぼし得るからである。

市民社会には、核兵器の非人道性を伝えるとともに、各国の核軍縮政策や条約上の義務の履行を継続的に検証し、政策決定者に説明を求める役割がある。また、国際会議での議論や合意を市民に伝え、核兵器政策をめぐる社会的な議論を広げることも重要である。

核兵器のない世界は、一度の国際会議で実現するものではない。しかし、核兵器の禁止を定めた国際法を具体的な行動につなげ、核兵器に依存する国々にもその政策を問い直すよう促し続けることはできる。TPNW 再検討会議が、核軍縮の停滞を乗り越え、核兵器のない世界に向けた実質的な進展を生み出す機会となることを期待したい。

（2026 年 10 月 29 日脱稿）

[1] Report of the first Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW/MSP/2022/6, Annex II.

[2] 同上、パラ 6 参照。

[3] Supplementary information to the Report of the Co-Chairs of the informal working group on universalization (Austria, New Zealand and Uruguay).

[4] 例えば、普遍化作業部会の共同議長であるオーストリアは、今年の NPT 再検討会議において、核兵器国の核戦略において核兵器のリスクがどの程度評価され、国際法の遵守がどのように検討されているかを問題視し、情報の公開を求めている（NPT/CONF.2026/WP.56.）。

[5] TPNW/2026/2.

[6] 現在の提案では、国際組織または非政府組織による申請には、提案されたプロジェクトが行われる場所を管轄する締約国による承認が必要とされる（TPNW/2026/2, Annex, para. 23.）。

[7] 条約 7 条 4 の規定の文言によれば、援助を受ける被害者は、必ずしも締約国内に限定されていない。

[8] 現在の提案では、核兵器の開発または製造に関与する民間団体からの資金については、受け入れを拒否するものとされている（TPNW/2026/2, Annex, para. 19.）。

[9] ウィーン行動計画（前掲註 1）パラ 11 参照。

[10] 最新の SAG の活動報告ついては、再検討会議に提出されている報告書（TPNW/2026/5）参照。

[11] SAG の任務の延長についてはメキシコがコーディネータとして活動しており報告書が提出される予定である。

特集 1　TPNW 再検討会議に向けて

反核運動における「若者」の意味ある参加とは



倉本芽美（立命館大学大学院国際関係研究科）

（くらもと・めみ）　立命館大学大学院国際関係研究科博士前期課程 1 年。大学進学後、核兵器問題と市民社会の役割に関心を持つ。「KNOW NUKES TOKYO」共同代表、「議員ウォッチ」リサーチャー、「核兵器をなくす日本キャンペーン」学生スタッフなどを経験。2025 年には、核兵器禁止条約第 3 回締約国会議に NGO の一員として参加。現在は、核軍縮をめぐる国際規範と市民社会の役割について研究している。

近年、若者を政策決定に貢献する主体として位置づけ、あらゆるレベルで若者の意味ある参加を促進する取組が進められている。反核運動においても同様に、若者の意味ある参加が重要視されている。その背景には、反核運動の中枢を担ってきた被爆者の高齢化に伴い、運動や証言をどう継続していくかという課題がある。しかし、反核運動への若者の参加とは、一体何を意味しているのだろうか。筆者は、およそ 3 年間、「若者」として反核運動に加わり、イベントの企画運営や広報活動、講演会での登壇など様々な活動を経験した。本稿では、筆者の経験を手がかりに、国内の反核運動において若者にどのような役割が期待され、その経験がどのように語られるのかを考える。特に、若者の意味のある参加には、活動の機会が与えられるだけでなく、若者自身が役割を選択し、自らの経験の語られ方に関与できることが重要であるという視点から検討する。

若者の意味ある参加の国際的基準

国連は政策決定への若者の意味ある参加を重視し、その実現に向けた取組を進めている。　2021 年 9 月には、『私たちの共通の課題（Our Common Agenda）』が国連事務総長によって発表され、若者との連帯を深めることで未来に焦点を当てた議論を行うことが推奨された [1]。これを受け、2022 年 9 月に総会決議で若者に関する事項を専門に扱う国連ユース・オフィスの設置が決定され、翌年 12 月に初代ユース担当国連事務次長補が就任した [2]。同オフィスは、意味のある若者の参加とは、よりよい変化を生み出す主体としての若者の重要な貢献を認め、育み、評価する意図的なプロセスであると説明している。その内容には、①対等なパートナーシップ、②世代間協働と権力関係への配慮、③継続的な関与、④若者の意見や提案の扱いに関する説明責任とフィードバック、という 4 つの要素が挙げられている [3]。これらは、若者がその場にいるだけでは意味のある参加とはいえないことを示している。

国際的な政策決定の場と日本国内の反核運動とでは、若者の参加の形態や意思決定の仕組みが異なるため、国連が示す基準をそのまま適用することはできない。しかし、若者を対等な主体として扱い、世代間の力関係に配慮するという視点は、反核運動においても重要である。特に、若者に求める役割を本人と相談して決めることや、若者の経験を紹介する際に本人の意思を尊重することは、意味のある参加を考えるうえで欠かせない。

若者が担う複数の役割

本稿では、年齢によって「若者」を厳密に定義するのではなく、反核運動において「若者」として位置づけられる人々に注目する。反核運動に関わる若者の経験や立場は多様である。被爆の実相について学ぶ人もいれば、被爆者の証言を伝える活動に取り組む人、世論喚起を担う人、政策提言に携わる人もいる。こうした関わり方の違いを考慮せず、若者を一つの集団として捉えることには限界がある。

例えば、筆者は活動期間中、特に講演会では複数の役割を同時に担っていた。一つは、専門的な説明を求められる登壇者としての役割である。壇上では専門家のように正確で説得力のある説明を行うことが求められた。同時に、被爆者や先行世代から学ぶことも期待されていた。説明することと学ぶことは両立するだろう。しかし、その場でどのような立場を求められているのか、困惑してしまう場面があった。ある講演会の質疑応答の時間に、司会者から参加者に対して「活動する倉本さんに対して、何か助言はないですか」と投げ掛けられた。司会者には応援の意図があったのかもしれない。しかし、この問いかけによって、経験や考えを共有する登壇者から、聴衆からの助言を受けることが求められる若者へと、自分の

立場が切り替わったように感じた。そこには、登壇者としての役割と、経験の浅い若者として期待される役割との間にずれが生じていた。また、被爆者とともに登壇した際には「被爆者の方の話だけで良かった」と感想を寄せられたこともある。この感想だけで、若者の発言が軽視されたと断定することはできない。しかし、登壇者として自分に何が期待されていたのかと考えさせられた。

他にも、若者世代を代表すること、聴衆に希望を与えること、次世代の担い手となることなど、様々な役割が期待されていた。少なくとも筆者が経験した場面では、若者に何らかの役割が期待される一方、その人自身がどのような経験を持ち、何を話せるのか、何を話したくないのかについて、十分に認識が共有されていないと感じることがあった。「若者」という属性に過剰で曖昧な期待が寄せられる場では、その若者に同時に複数の役割を課してしまう危険性がある。複数の役割があることが問題なのではない。問題は、期待される役割やその切り替え方について若者本人と若者を招く人との間で十分に認識が共有されず、期待の調整を本人だけが引き受ける場合があることである。

物語と若者の主体性

若者に対する期待は、活動の場で担う役割だけでなく、周囲がその若者をどのような人物として紹介するのかにも表れる。運動の継続や継承を示す「物語」の主人公として、若者が紹介されることがある。こうした物語は注目を集め、他者の理解を得やすい。例えば、「被爆者の話を聞き、核兵器廃絶の必要性を感じ、活動に加わり、核兵器のない未来を担う若者」という物語は、理解や共感を得やすい。しかし、その物語では語りきれない個人がいる。

難波優輝は、他者の人生を物語として語ることには、「改訂排除性」と「目的閉鎖性」の危険があると指摘する。前者は、語られる本人による訂正や修正が十分に受け入れられないことであり、後者は、人物の過去が特定の目的に沿って再構成されることである。こうした物語化は、本人の経験や解釈を十分に反映しない人物像を生み出す可能性がある **[4]**。

反核運動では、若者一人ひとりの主体性が考慮されないまま、「若い」「広島・長崎出身」「被爆三世」などのラベルが、本人の経験や考えを超えて強調される可能性がある。例えば、身内の被爆体験を聴いた経験のない被爆三世もいる。それにも関わらず、「活動している被爆三世」という紹介は、本人がどのような経緯で活動を始めたのかに関わらず、祖父母の被爆体験を継承してきた人物であるかのような印象を与える可能性がある。被爆者の中には、被爆者であることを公にすることで、差別や遺伝的影響をめぐる偏見にさらされることを懸念し、自らの経験を語らなかった人もいる。こうした経緯を踏まえると、「被爆三世」などの属性についても、本人がどのように位置づけ、どのような場面で明らかにするかを尊重する必要がある。本人の意向とは関係なく、その属性が発言の正当性を示すものとして扱われると、個人の経験や考えが見えにくくなる可能性がある。さらに、「身内に被爆者がいないのに」「被爆地の外で」といった、個人の一側面でしかない部分が、紹介する側の物語を彩るための要素になることもある。本人の言葉や経験より先に、他者によって若者の位置づけが定まると、そこに収まらない発言は期待に沿わないものともなるだろう。そのため、本人が迷いや継承への違和感、運動への批判、活動を続けられない事情などを語りにくくなる可能性がある。若者は活動に参加していても、自分の経験が他者によってどのように意味づけられ、紹介されるのかに十分に関与できるとは限らない。

若者が政策決定や草の根運動に関わるとき、そこに若者自身の主体性が生かされているのかを検討することが重要である。

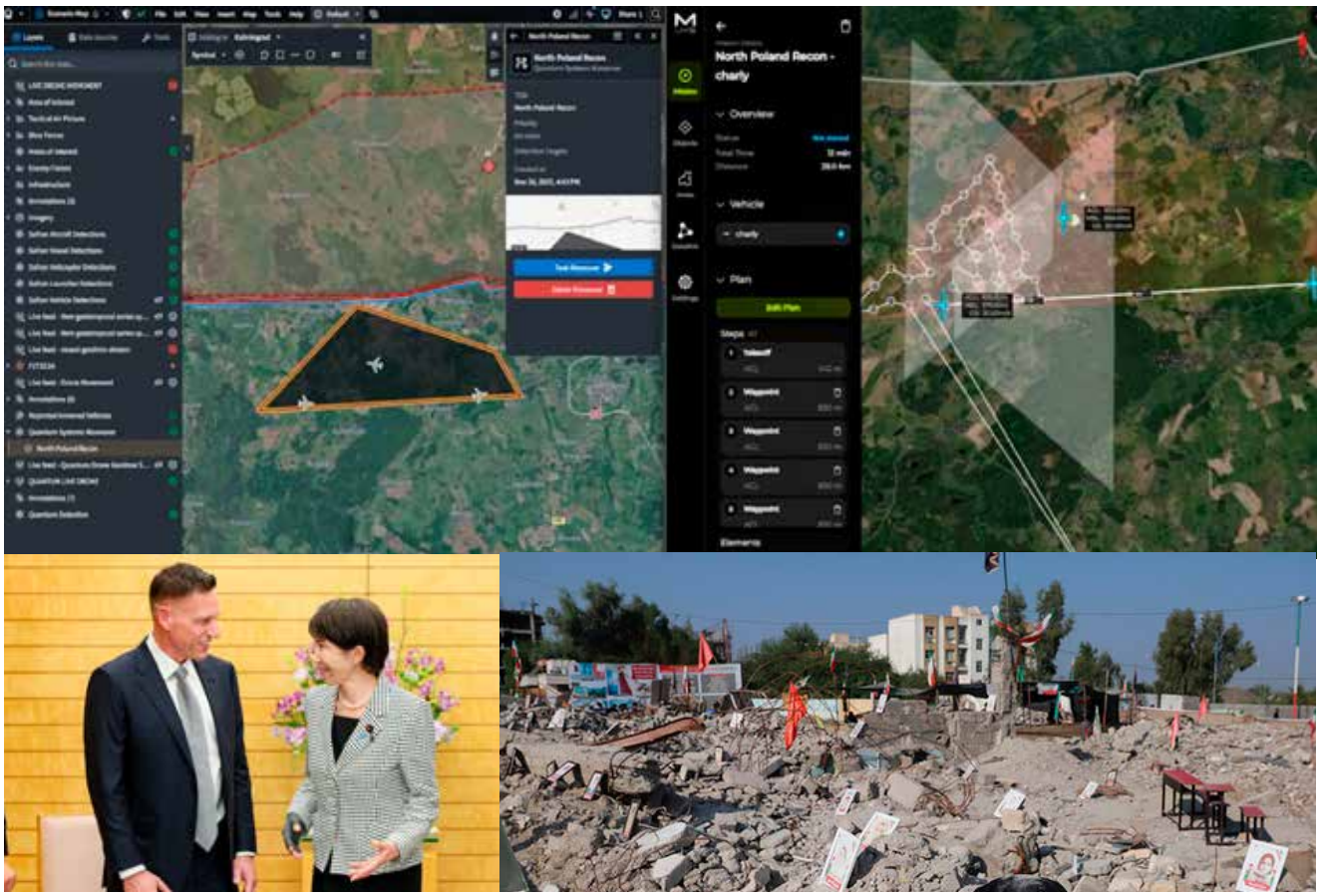
UNICEF が 2024 年に発表した『影響力のための声：多国間システムにおける意味のある若者の関与（Voices for Impact: Meaningful Youth Engagement in the Multilateral System）』では、若者の意味ある参加を防ぐ要因の一つに「搾取的な環境」が挙げられている。同報告書は、若者の経験が、本人が賛同しない物語に沿うよう利用されることや、心に深い傷を残した経験を語った後、その経験を再び思い起こしたことによる負担への対処を一人で担わされることを指摘している **[5]**。この指摘は、国内の反核運動で若者の経験を紹介する際にも、本人の同意を確認する必要があることを示唆している。本人が賛同しない筋書きに経験を当てはめることは、若者自身の解釈を排し、他者の物語に回収することにつながりうる。

結びに

若者が政策決定や草の根運動に関わるとき、そこに若者自身の主体性が生かされているのかを検討することが重要である。若者自身が、自分の役割や経験の扱われ方をどこまで決定できるのか。期待された役割を断ったり、自分の経験について他者の期待とは異なる意味を語ったりできるのか。こうした点にも、若者の意味ある参加を考える際に目を向ける必要がある。

講演会などで経験を語る場面と、運動方針や政策を決定する場面とでは、若者の参加のあり方は異なる。それでも、それぞれの場面に応じて若者本人が何を求められ

（21 ページへつづく）



【上】米パランティア社の戦闘統合プログラムMaven Smart System(MSS)のデモ映像(同社HPより)、【左下】2026年3月5日、パランティア社のピーター・ティールCEOの表敬を受ける高市首相（首相官邸HPより）、【右下】MSSが本格導入された対イラン攻撃で破壊されたイラン南部の小学校跡（テヘラン・タイムズHPより）

特集 2

先端技術と戦争

――迫り来るディストピアを正視する

16 世紀軍事革命における火砲導入、第一次世界大戦における飛行機・化学兵器の使用、そして第二次世界大戦における原爆投下に見られるように、私たちが生きている世界の政治・経済のあり様やパワーバランスは、軍事技術のイノベーションとその実戦使用によって間欠的に大きく変容を遂げてきた。このような軍事技術革新への衝動が人類社会の動態に対して基底的意味を持っていることが、きわめてリアルに感じられる時代に私たちは突入しつつある。しかし、多くの識者が指摘するように、今目撃されている、AIに代表される加速的な技術革新を伴う世界の変化は、一歩判断を誤れば、人類の滅亡を招きかねない変化である。しかもその滅亡のプロセスは、平等に人類に訪れるものではない。パレスチナなど特定の地域においてはすでにAI等を駆使した軍事技術が本格的に実戦使用され、その経験がさらなるイノベーションのためのデータを提供している。

このような軍事技術の開発競争は、エコシステムとも呼ばれる軍産官学複合体の形成を通じてますます加速し、不安定化している。日本の企業や研究者、資本もこの動きにますます深く巻き込まれつつある。ヒロシマ・ナガサキの惨劇やキューバ危機等の経験を経て、かろうじて構築されてきた国際秩序を破壊してでも、この軍拡競争を勝ち抜こうとする狂気を止める知恵を私たちは何とかして見出さなければならない。本特集では、こうした問題に取り組む3人の気鋭の研究者が、現状の整理・分析と今後の展望を語る。（編集部）

特集 2　先端技術と戦争

先端技術を誰が統制できるのか
――AI と戦争、そして社会の責任



稲垣知宏（日本パグウォッシュ会議代表）

（いながき・ともひろ）日本パグウォッシュ会議代表、広島大学教授。専門は理論物理学、情報科学。ラッセル・アインシュタイン宣言の理念でもある「対立を超えた対話」と「科学者の社会的責任」を基礎に、科学技術や環境変化がもたらすリスクと課題に向き合う。次の世代によりよい未来を残すため、科学と社会をつなぎ、平和への道を共に考えることを重視している。

膨大なデータの蓄積と分析、そして世界各地でのデータセンターや計算設備への投資を背景に、人工知能（AI）は、科学研究を加速する道具になりつつある。医療や教育などで恩恵が期待される一方、同じ技術は軍事にも利用される。こうした技術を開発し、計算基盤を整備・利用する国や企業の判断は、その技術を持たない人々の安全にも関わる。先端技術の統制を考えるには、装置を操作する人の判断に加え、利用の目的や条件を決める組織と、それを監督する社会の仕組みにも目を向ける必要がある。

軍事 AI をめぐる国際的な議論は、自律型兵器に加え、衛星画像や通信情報を解析し標的候補や作戦の選択肢を提示する等の意思決定支援にも広がっている。自律型兵器は、作動後に人間がさらに介入しなくても標的を選び、攻撃できる兵器である。必ずしも AI を使うわけではないが、AI を組み込むことで、より多様な標的や状況に対応できるようになる。一方、AI による意思決定支援は、攻撃を実行しなくても人間の判断に影響する [1]。兵器が自ら標的を選ぶ場合も、AI が人間に判断材料を示す場合も、武力行使に関する人間の判断と統制をどう確保するかが問われる。そこで重要になるのが「意味のある人間の統制」という考え方である。情報収集から判断、実行に至る過程で、人間は判断力と統制を保持できるのか。軍事分野での責任ある AI 利用を議論する国際会議「REAIM」でも、開発から配備・運用までを通じて原則を具体化することが求められている [2]。

統制を人間の責任として残すとしても、その「人間」とは誰なのか、そして、その「人間」は本当に判断できるのかを問わなくてはならない。

2026 年 8 月 25 日、国連事務総長と赤十字国際委員会（ICRC）総裁は、自律型兵器について、禁止と制限を定める法的拘束力ある文書の交渉開始を改めて求めた。共同声明は、技術と規制の隔たりが拡大し、機械が人間を自律的に標的にするという倫理上の一線に近づいていると警告する [3]。民間人の保護などを定める既存の国際人道法は、軍事 AI にも適用される。その上で、自律型兵器に特有の危険に対処するため、どのような禁止や制限を新たに設けるかが議論されている [1]。ICRC は、十分に予測・統制できない自律型兵器と、人間を直接攻撃するための自律型兵器の禁止を求めている。それ以外にも、標的の種類、使用する場所や期間、人間の監督と介入などの制限を提案する [1]。人間の関与を重視する原則ができたとしても、その程度や実現方法までを規制するのは容易ではない。また、統制を人間の責任として残すとしても、その「人間」とは誰なのか、そして、その「人間」は本当に判断できるのかを問わなくてはならない。

たとえば AI が、ある場所を標的候補として「確信度 95％」と表示したとする。これは仮の例だが、その数値は、攻撃が適法である確率でも、民間人に被害が及ばない確率でもない。どのような条件で信頼性を確かめた値なのか、情報の不足や現場の変化はないのか、それらを検討する必要がある。しかし、候補が次々と表示され、数秒で承認を求められれば、AI の出力を追認するだけになりかねない。ICRC は、特に時間的圧力の強い状況で、AI の提案を過度に信頼する「自動化バイアス」の危険性を指摘している [1]。

技術者が戦場や国際人道法に詳しいとは限らず、現場の軍人が学習データの限界まで把握できるとも限らない。指揮官、法律家、政治指導者にも、それぞれ異なる知識と責任がある。多くの専門家が関与していても、そ

の知識が結び付かなければ、全体の危険は見えてこない。技術者の説明する性能低下の条件を、利用者が現場で見分けられるか。現場の異常が開発者に伝わるか。専門家の知識と懸念を判断に結び付ける仕組みが必要になる。

英国の NGO「Article 36」は 2016 年に、意味のある人間の統制の要素として、予測可能で信頼できる技術、正確な情報、適時の判断と介入、説明責任を挙げている［4］。必要なのは、こうした条件を実際の判断や運用の中で確保する仕組みである。その必要性は、AI だけでなく、AI と結び付いて発展する他の先端技術にも広がっている。

AI が他の先端技術を速くする

AI は、他の先端技術の研究開発を加速する横断的な技術でもある。化学兵器禁止機関（OPCW）の科学諮問委員会は 2026 年、AI が化学研究や条約の検証活動を支援する一方、有害な化学物質の設計への悪用や、自動実験設備の監督という課題も生むと報告した [5]。生命科学でも、AI はタンパク質の設計やデータ解析を通じ、創薬や感染症対策に役立ち得る。全米科学・工学・医学アカデミーは、その恩恵とバイオセキュリティ上のリスクを検討している。ただし、AI による設計が、そのまま実用につながるわけではなく、実際に作り機能を確かめる段階で、専門家による検証が必要になる［6］。

重要なのは、AI が多分野の知識を結び付け、膨大な情報を分析して研究開発を支援する。さらに、化学や合成生物学、ロボット工学、自動実験設備と結び付くことで、仮説から設計、実験、分析までの研究開発のサイクル全体を加速する可能性がある [5,6]。判断に必要な専門知識が広がる一方、それらを持ち寄って検討する時間が短くなる。この二つが同時に進むことに、人間による統制の難しさがある。

化学兵器や生物兵器への既存の禁止事項は、AI を使っても変わらない [7]。一方、研究成果の悪用を防ぐには、情報の公開や提供だけでなく、実験設備へのアクセスや実施段階の監督も考える必要がある。個々の工程が適切でも、その組合せによって何が可能になるのかを、分野を越えて検討しなければならない。

量子、宇宙、そして技術の集中

国連軍縮研究所（UNIDIR）は 2026 年、量子技術と AI の融合が将来の軍事能力に影響し、予測困難性や説明責任の問題を複雑にする可能性を論じた。ただし、その軍事応用の多くは構想段階か初期開発段階にあるとしている [8]。宇宙では、民間企業が衛星通信や観測など、安全保障にも関わるインフラを担う。このため、商用宇宙システムの軍民両用性と、企業の役割、国家による監督が課題となっている [9]。宇宙条約は民間主体の活動も含めて国家の国際的責任を定めている。AI が衛星画像を解析し、宇宙システムが通信や測位を支え、将来は量子技術も組み込まれる可能性がある。こうした先端技術の融合は、一分野の知識だけで全体の安全性を判断することを難しくする。

最終的な使用判断を人間に残しても、警報の評価や情報分析、選択肢の提示にＡＩが関与すれば、人間の判断は影響を受ける。

さらに、高度な人材や投資を必要とする技術では、能力と意思決定への影響力が一部の国や企業に集中しかねない。国連貿易開発会議（UNCTAD）は 2026 年 8 月、誰が AI を構築し、誰のデータを使い、誰が統治に参加するのかが、恩恵の分配を左右すると論じている [10]。

何を安全と考え、どの程度のリスクを許容するのか。倫理規定の有無だけでなく、誰がその原則を定め、誰の価値観や経験が反映されているのかを問うていく必要がある。技術を持たない国や地域も、その利用による影響を受ける。規範をつくる場への参加と、必要な情報や専門知識へのアクセスを保障し、様々な地域への影響を利用条件に反映する必要がある。

「速く決める」ことは安全なのか

この問題が特に深刻に現れる一つが核兵器である。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は 2025 年、AI と核兵器の関係について、必要な人間の統制の程度と、AI を組み込むべきでない領域を具体化する必要があると論じた [11]。ラッセル＝アインシュタイン宣言を出発点とするパグウォッシュ会議が 2026 年 7 月に開催したローマ専門家会合では、核使用の最終判断を AI に委ねない原則や、企業の役割、専門分野を越えた協力が検討された [12]。

最終的な使用判断を人間に残しても、警報の評価や情報分析、選択肢の提示に AI が関与すれば、人間の判断は影響を受ける。AI が選んだ情報や説明に依存しすぎると、多様な可能性を検討できなくなるおそれもある [13,14]。危険は、核兵器を直接動かすシステムだけにあるのではない。通常戦力の攻撃が、核戦力にも関わる通信や警戒の設備を損なえば、相手は核攻撃の準備と受け取るかもしれない [13]。核使用の判断に至る情報と、危機を拡大させるような行動の双方を統制する必要がある。

AI が情報を速く処理できることと、人間が速く決定すべきことは同じではない。AI による効率化で得られた時間を、さらに多くの判断を速く下すために使えば、熟慮の時間は増えない。組織が速度を優先すること自体も問われるべきである [14]。相手に遅れまいとする競

争の中でも、食い違う情報を確かめ、決定を待つ選択を残す必要がある。ICRC は 2025 年、AI による意思決定支援を使う際、計画や判断の一部を意図的に遅くし、慎重に検討する時間を保つことを求めている［7］。人間が考える時間の確保も、安全のための技術設計である。

人間が判断できる条件を守る

これまでの議論を四つの条件から捉えたい。

第一は「能力」である。AI による出力の根拠や不確実性、性能が低下する条件を理解し、必要な情報にアクセスして、他の情報と照合できること。AI のすべてを理解する必要はないが、その出力を疑い、判断に足りない情報を見分ける力が求められる。

第二は「時間」である。検証し、専門家に相談し、立ち止まれる時間があること。運用中に時間を確保できない場合には、使用前に用途や条件を厳しく定める必要がある。その条件を外れたときに中止する手順も、あらかじめ用意しなければならない。

第三は「権限」である。AI の提案を拒否し、使用を中止できること。停止ボタンがあっても間に合わなかったり、組織が異議を認めなかったりすれば、統制は形だけになる。判断を保留した人が不当に不利益を受けない手続きや組織文化も、この条件を支える。

第四は「責任」である。設計、調達、配備、運用の各段階で、誰が説明責任を負うのかを明確にすること。「AI がそう判断した」で責任が消えてはならず、情報も権限もない最終承認者だけに責任を負わせてもならない。

この四つを一人に求めることは現実的ではない。専門家の相互検証、独立した監督、判断の記録と検証を通じて、組織として判断し、止められる能力を確保する必要がある。十分な条件を満たせない用途では、使用を認めないという選択も必要になる。

私は大学で AI やデータサイエンス教育に携わっている。その立場から感じるのは、AI を使う技能とともに、「根拠は何か」「別の可能性はないか」と答えを疑う力が必要だということである。自分には判断できないと気付き、異なる専門知識を持つ人に問いかける力も欠かせない。「分からない」と認めることは、判断を放棄することではない。何が分からず、誰の助けが必要なのかを伝えることが、より確かな判断の出発点になる。教育にも、そのような問い直しと対話を経験できる場が必要だと考えている。

人間が統制していれば、利用が適法で倫理的になるとは限らない。何のために使い、誰に危険を負わせるのかを問い続けながら、人間が判断できる条件と、それを支える組織、社会、国際制度をつくることが必要である。

参考文献

文献名は一部略記。各題名に原資料へのリンクを付した。

[1] ICRC. Artificial Intelligence (AI) in the military domain. FAQ, 2026.

[2] Y. Afina. The Global Prism of Military AI Governance. UNIDIR, 2026.

[3] 国連・ICRC. Renewed Call … to Adopt Rules on Autonomous Weapon Systems. 2026 年 8 月 25 日 .

[4] Article 36. Key Elements of Meaningful Human Control. 2016.

[5] OPCW 科学諮問委員会 . Artificial Intelligence. SAB/REP/1/26, 2026.

[6] NASEM. The Age of AI in the Life Sciences. National Academies Press, 2025.

[7] ICRC. Submission to the UN Secretary-General on Artificial Intelligence in the Military Domain. 2025, 特に Annex 勧告 15.

[8] W. He. Entangled Frontiers: Quantum-AI Convergence in Defence and International Security. UNIDIR, 2026.

[9] C. Mai・T. Mathe. Outer Space Security Conference 2025 Report. UNIDIR, 2026.

[10] UNCTAD. Ensuring AI Benefits Everyone Is Key to Development in the Global South. 2026 年 8 月 21 日 .

[11] F. Su ほか . Advancing Governance at the Nexus of Artificial Intelligence and Nuclear Weapons. SIPRI, 2025.

[12] Pugwash Conferences on Science and World Affairs. Rome Workshop on AI and Nuclear Weapons. 2026 年 7 月 18 日（会合は 7 月 13 日。組織の公式見解ではなく、参加者の見解をまとめた報告）.

[13] D. G. Kimball. AI and the Nuclear Balance of Terror. Arms Control Today, 2026 年 9 月 .

[14] J. Shanahan. Remarks on Mitigating the Risks of AI Integration into Nuclear Weapons Operations. Arms Control Association, 2026 年 9 月 11 日 .

特集 2　先端技術と戦争

進化する技術、変化する戦争



西山 心（長崎大学核兵器廃絶研究センター客員研究員）

（にしやま・こころ）東京大学客員研究員。長崎大学多文化社会学研究科博士後期課程。米国ミドルベリー国際大学院で不拡散（修士）専攻。ウィーン軍縮不拡散センターでジャパン・チェアインターン、包括的核実験禁止条約機構フェロー、国連軍縮部ユース非核リーダー基金メンター、ジャーマンマーシャル財団 NEXUS フェロー、全米外交政策委員会 朝鮮半島スペシャリストなど。

「先端技術」と聞くと、ロボットや人工知能（AI）を連想する方が多いだろう。安全保障の分野では、それに加えて、小型無人機であるドローン、サイバー・宇宙・量子技術なども議論の対象となっている。これらを一括して「新興技術（Emerging Technology）」と呼ぶこともあるが、そこに何を含めるかについて世界共通の明確な定義はいまだ存在しない。ただ、「進化し続ける技術が、戦争の形を変化させている」ことは、政策決定者・研究者・技術者などの間で持たれている共通認識であろう。先端技術はより精密なミッションの遂行を可能にする一方、誤認や予期せぬ紛争の拡大（いわゆるエスカレーション）など、新たなリスクも生み出している。新たな技術がもたらす可能性と危険性を理解し、それを人間と国際社会がどのように管理していくか、真剣に向き合っていかなければならない課題である。

「戦争の形を変える先端技術」

実際にどのような技術が、どのような形で戦争に利用されているのか。ここでは、特に AI・ドローン・自律兵器の 3 つに注目したい。

AI を日常的に利用している人は多いだろう。分からないことを尋ねたり、長い文書の要約や翻訳を依頼したり、文章の作成を手伝ってもらったりと、その用途は多岐にわたる。これらの機能を支えているのが、大量の情報を処理し、一定の規則性や特徴を見いだす AI の能力である。軍事分野においても、AI による情報処理は重要な役割を担っている。例えば、衛星やレーダー、ドローンなどから収集された膨大な情報を統合・分析し、目標の識別、状況の把握、今後の展開の予測などを支援する。実際に、米国防総省は情報・監視・偵察（ISR）の映像を AI 分析するシステムの導入を進め、2026 年のイラン戦争でも当技術を活用して 1,000 か所以上の標的への攻撃を支援した記録がある [1]。さらに、指揮官の意思決定を補助するシステムの開発も進んでいる。米国防総省の国防イノベーションユニットが 2025 年 3 月に試作契約を発表した「Thunderforge」は、AI を用いて作戦情報を整理し、複数の行動案を生成するとともに、コンピューター上で戦争を模擬するウォーゲームを通じて作戦計画を検討することができる [2]。AI の役割は戦場で「何が起きているか」を分析することから、「次に何をすべきか」という選択肢を提示する段階へと広がりつつある。

AI の役割は戦場で「何が起きているか」を分析することから、「次に何をすべきか」という選択肢を提示する段階へと広がりつつある。

さらに、ロシア・ウクライナ戦争におけるドローンの活用は、AI をはじめとする先端技術が軍事能力へと統合され、戦争の遂行方法を変容させていることを示している。2025 年 6 月 1 日にウクライナが実施した「スパイダーウェブ作戦」では、ウクライナ軍が小型ドローンをロシア国内に運び込み、トラックに積載した特殊な構造物から発進させることで、前線から遠く離れたロシアの航空基地を攻撃した [3]。ウクライナ軍は使用するドローンに AI を活用し、「ロシアの爆撃機のうち最も効果的な攻撃箇所」を学習させていた。攻撃対象には、核兵器の運搬能力を持つ戦略爆撃機も含まれていた。公開映像や衛星画像などから、少なくとも 12 機が破壊され、2 機が損傷したことが分かっている [4]。

もう一つ、先端技術と戦争の文脈において国際的に議論されているのが、自律型致死兵器システム（LAWS）である。一般に、自律型兵器とは、人間によって起動された後、個々の標的を人間が選択しなくても、センサーなどの情報に基づいて標的を選び、攻撃できる兵器を指す。2020 年のリビア内戦では、暫定政府軍が LAWS を使用した疑いが国連報告書に記載されている。一方で、「完全な自律」をいかに定義するかについて国際的な合意はない。またすべての自律型兵器に AI が用いられているわけではないが、高度な AI の導入によって、その能力はさらに拡大する可能性がある。

上記の事例からは、現代における戦争の三つの特徴が見えてくる。第一に、比較的安価な装備でも、高価な軍事装備に大きな損害を与えうることである。第二に、前線から遠く離れた場所であっても、必ずしも「攻撃受けない安全な場所」ではないことである。そして第三に、新しい軍事能力を生み出すのは個々の技術だけでなく、既存の通信網や情報活動、精密な作戦計画などと組み合わせた運用方法でもあるという点である。例えば、ドローン自体は新しく発明された技術ではない。小型化、低価格化、高性能化、そして AI など他の技術との統合によって、その仕様に変化がもたらされている。さらに、こうした技術には「デュアルユース（軍民両用）」の特徴がある。例えば、物流や農業、災害対応などに利用されるドローン技術が、軍事目的にも転用されている。民間で開発された技術が戦争に利用されることで、民間企業も安全保障と無関係ではいられなくなっている。

「技術の高度化がもたらすリスク」

では、先端技術によって軍事能力が高度化することの何が問題なのだろうか。

第一に、戦争の高速化と、人間による判断の難しさである。AI が膨大な情報を短時間で分析し、対応案を提示できれば、軍事作戦の効率化につながる可能性がある。しかし、迅速な判断が必ずしも正確な判断を意味するわけではない。AI が誤った情報を分析したり、人間がその結果を過信したりすれば、重大な判断ミスにつながりうる。また、AI が敵の軍事行動を正しく分析できることと、その政治的意図を正しく理解できることは異なる。例えば、相手国の部隊移動が自国を狙った攻撃の準備なのか、単なる極秘の軍事演習なのかを判断するには、情報の背景や外交関係などを含めた慎重な検討が必要である。ましてや、核攻撃が迫っていると警告され、数分以内に判断を下さなければならない状況ではどうだろうか。指揮官は、AI による脅威評価が誤っている可能性を十分に検討できるだろうか。AI の判断を人間が形式的に承認するだけでは、責任ある意思決定が確保されたとはいえない。

重要なのは、AIや自律型兵器を軍事的に利用する場合にも、既存の国際人道法が適用されるという点である。

第二に、誤認による戦争の拡大、とりわけ核エスカレーションのリスクである。ここで再び、スパイダーウェブ作戦に注目したい。核兵器の運搬能力を持つ戦略爆撃機が、核兵器ではない小型ドローンによって攻撃されたことは、重要な示唆を持つ。核兵器を保有する国家にとって、その核戦力を攻撃から守り、必要な場合に報復できる能力を維持することは、核抑止の重要な要素である。ところが、通常兵器による攻撃であっても、相手国が自国の核戦力を無力化しようとする行動だと受け取れば、危機が深刻化する可能性がある。こうした問題は「核・非核のエンタングルメント（絡み合い）」と呼ばれる [5]。また通常戦力と核戦力が同じ通信網や軍事施設などに依存している場合、通常戦争における攻撃が核戦力への脅威と受け止められうる。もちろん、通常兵器が核戦力を脅かす問題自体は以前から存在してきた。しかし、AI による監視・偵察や精密攻撃技術の高度化は、こうした脅威認識をさらに強める可能性がある。重要なのは、実際の攻撃能力だけでなく、相手国がそれをどのように認識するかである。攻撃側に核戦争を始める意図がなくても、受け手の判断によって核使用のリスクが高まりうる。

第三に、責任の所在と法的・倫理的な問題である。AI や自律システムが攻撃対象の選択に関与する場合、誰がその判断に責任を負うのか。特に、民間企業が軍事 AI を開発・更新する場合、システムの安全性を誰が検証し、誤作動や判断ミスにどのように対応するのかが問われる。AI が高度化すればするほど、人間がその分析過程を理解し、結果の妥当性を判断することが難しくなる場合もある。技術の利用を進めるだけでなく、人間が判断を検証し、必要に応じて介入できる仕組みを整えることが不可欠である。

「国際社会はどう対応しているのか」

まず重要なのは、AI や自律型兵器を軍事的に利用する場合にも、既存の国際人道法が適用されるという点である。戦争においても、民間人と軍事目標を区別し、不必要な被害を避けるための原則が存在する。国際赤十字委員会（ICRC）は、自律型兵器の特性を踏まえ、新たな法的拘束力のある規則の必要性を訴えている [6]。国連では、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みの下、自律型兵器をめぐる政府専門家会合が開催されてきた。2026 年 9 月には、規制文書の基礎となる要素について合意が形成された。ただし、新たな条約が成立したわけではなく、具体的な規制の実現は今後の課題である。

また、自律型兵器に限らず、軍事 AI 全般の責任ある利用を目指す国際的な取り組みも進んでいる。その一つが「軍事分野における責任ある AI」を議論する国際会議、REAIM サミットである。2023 年にオランダのハーグで初めて開催され、翌 2024 年には韓国のソウルで「Blueprint for Action」がまとめられた。この文書では、人間が責任を持つこと、AI システムのリスクを評価すること、国際法を遵守することなどが重視されている [7]。2026 年 2 月にはスペインで第 3 回会合が開催され、原則を具体的な行動へと移すための議論が続けられた。しかし、成果文書への支持は参加 85 か国のうち 35 か

国にとどまり、米国と中国は支持を見送った。各国の技術力や安全保障上の利害が異なるなかで、共通のルールを形成することの難しさも浮き彫りとなっている。

今後の展望

戦争の歴史は、技術革新と無関係ではなかった。火薬や航空機、核兵器、そして現在の AI もまた、戦争のあり方に大きな変化をもたらしてきた。しかし、新たな技術が登場したからといって、その利用方法や影響が機械によって無機質に決まるわけではない。技術をどのように開発し、利用し、制限するのかは、最終的には人間の政治的・社会的な選択に委ねられている。技術が高度化する時代だからこそ、国家間の話し合いが一層重要となる。ただ、その議論も、先端技術の開発を単純に禁止するか、自由に利用するかという二者択一を迫る形では、本質的な問題は解決しない。技術の開発から実際の運用に至るまで、あらゆる段階で安全性を検証し、人間による責任ある判断を確保することが求められる。そのためには、政策決定者や軍事関係者だけでなく、技術の最前線に立つ民間企業や研究者の知見も欠かせない。人間は、より遠くを見通し、より速く判断し、より大きな力を手にするために、技術を進化させてきた。しかし、その力を何のために使うのかという問いに、技術そのものが答えてくれるわけではない。異なる専門性を持つ人々の知恵が、破壊のためではなく、命を守り、平和を築くために生かされる未来を願ってやまない。

[1] https://www.csis.org/analysis/what-maven-smart-system-and-what-does-it-do
[2] https://www.diu.mil/latest/dius-thunderforge-project-to-integrate-commercial-ai-powered-decision-making
[3] https://t.me/SBUkr/14947
[4] https://www.janes.com/defence-intelligence-insights/defence-and-national-security-analysis/operation-spiderweb-ukraine-covert-drone-strike-inside-russia
[5] https://www.jstor.org/stable/pdf/26777846.pdf
[6] https://www.icrc.org/en/document/joint-call-un-and-icrc-establish-prohibitions-and-restrictions-autonomous-weapons-systems
https://www.icrc.org/en/statement/renewed-call-un-secretary-general-and-icrc-president-adopt-rules-autonomous-weapons
[7] https://hcss.nl/wp-content/uploads/2026/06/REAIM_Bluprint-for-Action-Seoul.pdf

（14 ページより）

ているのかを知り、その期待について相談し、本人が引き受ける役割を選べることは、いずれの場でも尊重されるべきではないだろうか。そのためには、活動の主催者や運営者が、若者に期待する役割を事前に説明し、本人の希望を確認することが重要である。また、若者が役割を断ったり、自分の経験の紹介方法に異議を唱えたりできることも保障されるべきだろう。「担い手」や「活動家」である以前に「ひとりの人間」である若者が、軽んじられず、話し合いのうえで、自身で意思決定しやすい環境を整える必要がある。

筆者自身、活動するなかで多くの期待を受けながら、自分が何を求められ、何を引き受けたいのかを十分に言葉にできなかった。活動をやめる直前には、周囲から期待される自分の姿と、自分自身が感じていることとの間に大きな乖離が生じ、苦しさを感じるようになっていた。本稿で取り上げた経験は、国内の反核運動全体を代表するものではない。しかし、若者への期待と、その人自身の希望や負担の限界との間にずれが生じうることを考える手がかりになると信じている。若者の参加が重要視される今、若者が運動に何をもたらすのかという点とともに、運動が若者の迷いや異論、役割を引き受けるか断るかという選択をどう受け止めるのかも問われている。

[1] United Nations, Our Common Agenda: Report of the Secretary-General, 2021, pp. 38-39（https://www.un.org/en/content/common-agenda-report/assets/pdf/Common_Agenda_Report_English.pdf, 最終閲覧日：2026 年 10 月 18 日）.
[2] United Nations Youth Office, “About Us”（https://www.un.org/youthaffairs/en/about-us, 最終閲覧日：2026 年 10 月 18 日）.
[3] United Nations Youth Office, “Meaningful Youth Participation”（https://www.un.org/youthaffairs/en/meaningful-youth-participation, 最終閲覧日：2026 年 10 月 18 日）.
[4] 難波優輝『物語化批判の哲学〈わたしの人生〉を遊びなおすために』講談社、2025 年、30-44 頁。
[5] UNICEF, Voices for Impact: Meaningful Youth Engagement in the Multilateral System, 2024, p. 16（https://www.unicef.org/innocenti/media/9701/file/UNICEF-Innocenti-Meaningful-Youth-Engagement-2024.pdf, 最終閲覧日：2026 年 10 月 18 日）.

特集 2　先端技術と戦争

学術の軍事化

――安全保障技術研究推進制度の拡大と科学技術政策の軍事化



小寺隆幸（軍学共同反対連絡会事務局長）

（こでら・たかゆき）1951 年生まれ。軍学共同反対連絡会事務局長・明治学院大学国際平和研究所研究員・元京都橘大学教授。専門は数学教育。編著書『主体的・対話的に深く学ぶ算数・数学教育』（ミネルヴァ書房）『兵器と大学』（岩波ブックレット）など。

1．大学の応募が激増した安全保障技術研究推進制度

今年、「安全保障技術研究推進制度」（以下、安保技研制度）には過去最多の 560 件（大学 291、公的研究機関 111、企業 158）もの応募があり、47 件（19 大学 30 件、公的研究機関 11 件、企業 6 件）が採択された [1]。2015 年以降今年までに一度でも応募した大学は 119 校（国立 40．公立 15、私立 61、他 3）、採択大学は 42 校（国立 25、公立 4、私立 13）となった。その中に北大（採択件数計 7）、東北大（5）、名古屋大（1）、大阪大（3）、九大（6）、筑波大（2）、東京科学大（東工大とあわせ 7）、慶應大（1）が含まれている。ただ東大、京大をはじめ国立大の半数、多くの公立大と私大が応募を控えていることも押さえておきたい。なお公的研究機関にも軍事研究は浸透しており、物質・材料研究機構（44）、産業技術総合研究所（14）、宇宙航空研究開発機構 JAXA（14）、理化学研究所（9）などが常連となっている。

大学は「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」（日本学術会議 1950 年声明）という決意と矜持を過去の遺物とするのだろうか [2]。この間採択された大学の多くは「学術会議声明は遵守する」としつつ「本研究は直接軍事目的ではないので応募を認めた」と言う [3]。その背後に様々な葛藤があるに違いないが、「国家安全保障戦略に基づき防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」（公募要領）、防衛費から資金を出し、直接間接を問わず防衛装備品（兵器）への応用を目指す以上軍事研究であり、声明遵守と矛盾する。

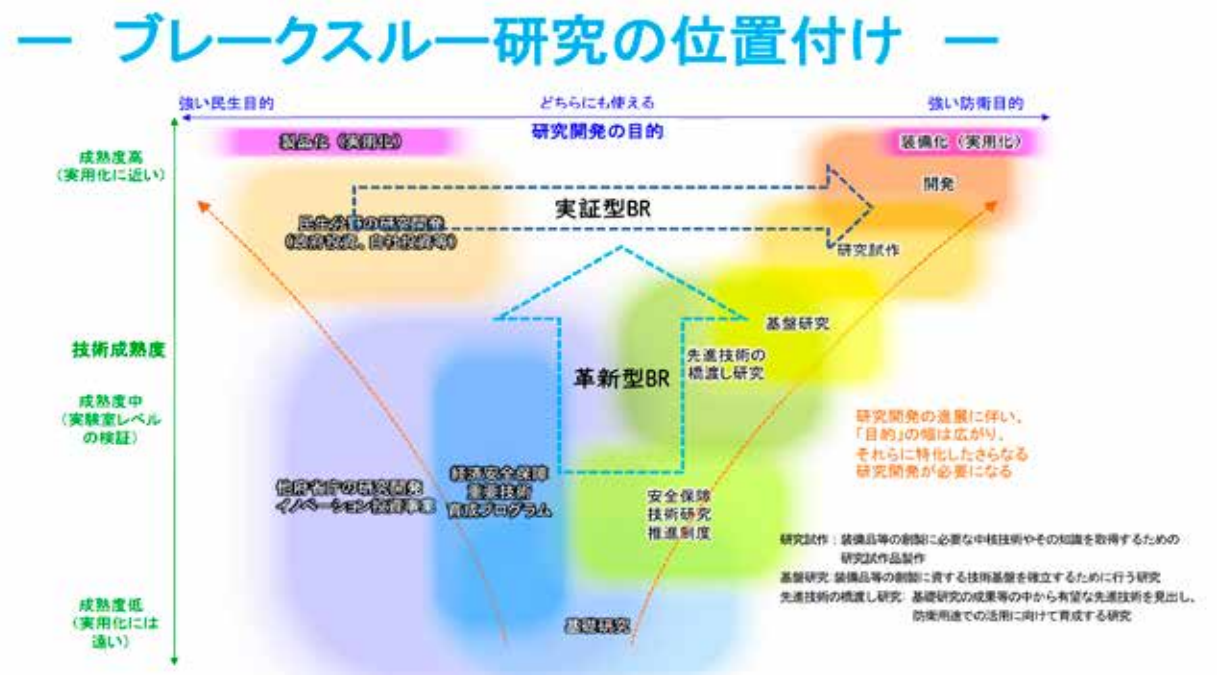
兵藤友博によれば、今日の軍事技術は、兵器だけではなく「情報通信や無人自動化技術など，民生用の技術を軍事用に転用することで可能となる高度なシステム技術の性格を持っている」[4]。防衛装備庁が装備品開発に必要と考える基礎研究も多岐にわたり、毎年 20 以上のテーマで公募している。「極超音速技術の基礎研究」「CBRNE（化学、生物、放射性物質、核兵器、爆発物）物質の検知・除去に関する基礎研究」など兵器との関連が明確なテーマも多い。2017 年に JAXA、岡山大、東海大による「極超音速飛行に向けた流体燃焼の基盤的研究」が採択された。5 年後、その成果は防衛省航空装備研究所での極超音速誘導弾開発研究に活用され、東海大の研究者は大学を辞め防衛研究所に移った。この制度は研究者の生き方をも変えたのである。

一方「高周波数・高出力デバイスに関する基礎研究」「光・電磁波領域における新たな知見に関する基礎研究」などすぐ実用化はできない科学的基礎段階のテーマも多い。今年採択された名古屋大の研究は、窒化アルミニウムの基板で次世代ミリ波帯デバイスの基礎を確立するものである。現在シリコンなどを基板にしたミリ波帯デバイスがスマホの高速データ通信や車載レーダーなどに使われている。次世代半導体として窒化アルミを基板とすればより高速で省エネの通信が可能になるので世界中で研究されている。その中で名大の研究室は 3 年前、電子デバイスの根幹である pn 接合に世界で初めて成功した。今回採択された研究はその次の段階だが実用化はまだ遠い。それでも防衛装備庁が 20 億円も出すのは、この研究が民生技術として実用化されれば、軍用レーダーや軍事用高速通信などに活用できるからだろう。

問題はこのような基礎科学段階の研究をも軍事が取り込んでいることであり、それは「軍事研究の観点からの基礎研究の組織化」であると中嶋哲彦は言う [5]。それが何をもたらすかを次に考えてみよう。

2．軍事研究の観点から組織された基礎研究の危うさ

安保技研制度公募要領は「科学技術領域の限界を広げる革新的な目的指向の基礎研究」を求めている。それは次の論理による。「安全保障に関わる総合的な国力の一つが技術力」（「国家安全保障戦略」）であり、「安全保障に関わる技術の優位性を維持･向上していく」ために「革新的・萌芽的な技術を一つでも多く発掘・育成することで、日本の『技術力』ひいては『国力』の向上に寄与する。」



防衛イノベーション科学技術研究所 HP「１年間の成果と今後の課題について」[6] より

そもそもここでの基礎研究は純粋科学における「基礎研究」とは異なる「目的志向の基礎研究」（mission-oriented basic research）である。しかも「科学技術領域の限界を広げる」と新たな科学への純粋な挑戦であるかのように書かれているが、本心は「安全保障技術の優位性」のためである。そこで研究の過程でも新たな科学的現象の探究に関心をよせる研究者に対して、PO は「安全保障技術としての優位性」につながるように働きかけるのではないだろうか。さらにその背後に、将来防衛装備品に使えるように研究の方向を少しでも変えていく、民生用の技術を軍が求める仕様に変えるためのヒントを聞き出す、研究者との人間関係を作り将来の軍事利用に協力してもらう、経済安保法の特定重要技術にあたる場合は研究非公開や秘密特許などを要請する、などの思惑が潜んでいるのではないだろうか。

研究が始まると PO が進捗状況の点検に来る。防衛装備庁は研究計画に介入しないと言うが、「応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションをとり、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」（令和５年度防衛省公開プロセスでのとりまとめコメント）とされている。非公式な要請であっても資金を出す相手に無碍に断れるだろうか。研究終了後も防衛装備庁の技術シンポジウムなどで発表すれば自衛官や軍需企業社員らと接点ができる。実装化に向けた橋渡し研究を委託されるかもしれない。将来防衛研究所や軍需企業での装備品開発にも様々な協力が求められる。

一方安保技研制度を所管する防衛イノベーション科学技術研究所は、装備化に向けた「橋渡し研究」や「革新型ブレークスルー（BR）研究」につなげようと虎視眈々と狙っている（図）。今行われている革新型ＢＲ研究に、高出力マイクロ波の強度を上げて敵のドローンを墜落させる研究があるが、それは 2022 年に安保技研制度に採択された研究成果を引き継いでいる。また民生目的で実用化された場合も、軍事に有用であれば「実証型ＢＲ研究」で兵器への早期装備化をめざす。

この研究所は「安全保障研究開発エコシステムの構築」を掲げている。それは防衛省、大学・研究機関、スタートアップ企業など、民需部門と防需部門を密接に連携させ優れた装備品の開発を目指すためである。安保技研制度を資金獲得の手段として利用するだけだとナイーブに考える研究者もこのシステムに組み込まれ、有事の場合には軍事動員されかねない。

さらに大学がこぞって安保技研制度に参加すれば科学研究のパラダイムが、真理の探究から軍事を含むイノベーションのための研究へと大きく変わる。国立大学法人化以降、政府が運営費交付金は減らし続け、科研費も据え置く一方で、ムーンショット計画などに巨額の資金を投入したのは、「選択と集中」政策により研究総体を政府が望むイノベーションに向けるためだった。さらに従来科研費の半額程だった防衛省の研究開発費は、2022 年に科研費を上回り、今年は科研費 2479 億円に対し 7095 億円。うち安保技研制度 129 億円、橋渡し研究 141 億円、ブ

大学がこぞって安保技研制度に参加すれば科学研究のパラダイムが、真理の探究から軍事を含むイノベーションのための研究へと大きく変わる。

レークスルー研究 237 億円である。2015 年に 3 億円で始まった安保技研制度だが、今は関連する 3 つをあわせて 500 億円を超える。

大学が自らの利益のみを考えて応募することはこの政策を容認することであり、応募が増えれば政府は防衛費からの補助をさらに増やす。7 月に公表された「統合イノベーション戦略 2026」では、「産学官が連携した軍民両用技術の研究開発」を推進するために、安全保障関連の資金を科学技術分野に大胆に投入すると明記している。アメリカでは大学の研究費の約 4 割が国防総省から出ている。日本もそうなってよいのか。研究者・大学は学問の自由と独立を守るために歯を食いしばって誘惑を退け、基礎研究の充実のために科研費を増やせと主張し続けるべきである。

なお詳しく触れる紙数はないが、2022 年に始まった経済安全保障重要技術育成プログラムも要注意である。民生目的のものも多いが、「通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術」など明らかな軍事目的研究も含まれている。科学技術振興機構と新エネルギー産業技術総合開発機構が窓口となり、防衛費ではないので応募する研究者も多く、東大、京大、阪大など 21 大学がこれまでに採択されているが学内で審査をしているのだろうか。軍事目的の研究はもとより、研究成果が軍事活用される可能性があれば応募すべきではない。

3．科学技術政策への軍事の組み込みと大学の管理強化

第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（2026-2030）が今春スタートした。「ＡＩ、量子、半導体、バイオ、宇宙、サイバー、原子力といった先端科学・技術分野は、国家の競争力と安全保障を左右する最前線となった」という認識に基づき、「科学技術と安全保障との有機的連携」を初めて掲げた。安保技研制度は研究者からの自発的応募だが、今後は「防衛に関わる研究に大学研究者の参画を促す」のである。そして「防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させ、総合的な防衛体制の強化への貢献が期待できる技術の開発を加速する政府横断的な仕組み」を作り、民生利用目的の研究の中から防衛に資する技術課題を選び「マッチング事業」に認定し育成する。科研費の研究の中からも防衛のニーズに合うものがあれば「マッチング事業」とされ、文科省が当該大学に軍事研究を指示するのである。大学はそれに抗うことができるだろうか。

また、公開部分と非公開部分を組み合わせるオープン・クローズド戦略も進める。その一環として安保技研制度で採択された研究者と大学に対し、海外の研究者とのつながりなどを問う調査が今年初めて実施された。内閣府が昨年 12 月、安保技研制度を特定研究開発プログラムに指定し、リスクマネジメントを指示したからである。その対象には学生も含まれる。今後、留学生の参加や海外の研究者との連携などにおいても様々な制限が生じかねない。アクセスの制限や守秘義務の徹底もなされていく。さらに「オフキャンパス構想も念頭に、大学や国研等におけるセキュアな防衛研究基盤の整備に取り組む。」（統合イノベーション戦略 2026）米国の大学にあるようなセキュリティチェックを受けた人しか入れない閉ざされた空間をまず国研に作り、2030 年に大学内にも作ろうとしている。このような動きは「開かれた交流が，科学の過程の本質を成し，また，科学的成果の正確性及び客観性の強力な保証を与える」(ユネスコ「科学及び科学研究者に関する勧告」2017 年) という科学のあり方に反するものであり、大学は毅然として抵抗すべきである。

今年 10 月、これまで科学者の倫理を規範として示し、権力との緊張関係保持を訴えてきた日本学術会議が解体され、新たに法人として設立された。しかし今後も科学者コミュニティの代表として、学問の自由を守る立場から 2017 年声明を堅持し、大学の軍事化の動きに毅然として声をあげるべきだ。そのために政権の介入を許さず学術会議の独立性を守ることも大学人と市民の課題である [7]。

最後に学術の軍事化を総合的に視ることを提起する井原聰東北大名誉教授の言葉で締めくくりたい。

「いま必要なのは、軍事研究か民生研究かという二分法ではない。研究制度そのものが、どのような目的に向かって組み替えられているのかを見抜くことである。その意味で、どのような科学・技術を、誰のために、誰が決めるのか、この問いをアカデミア自身が手放さないことが、学問の自由を守るために不可欠なのである。」[8]

[1] 軍学共同反対連絡会幹事会声明「大学の軍事化を許してはならない」(連絡会HPからダウンロードできる)
[2] 日本学術会議の 3 つの声明に込められた科学者の決意については小寺隆幸「軍学共同の新たな段階に立ち向かうために」『日本の科学者』2023 年 4 月号所収を参照してほしい
[3] 軍学共同反対連絡会ニュースレター 111 号参照（連絡会ＨＰからダウンロードできる）
[4] 兵藤友博「大学を蝕む軍事研究―安倍政権下の科学技術の危機と科学のあるべき姿」軍学共同反対連絡会ニュースレター 36 号所収
[5] 中嶋哲彦「勇気ある知識人とは」2026 年 10 月 25 日　日本福祉大学での講演
[6] https://www.mod.go.jp/atla/research/ats2025/pdf_oral_matl/1111_1120_s04.pdf
[7] 小寺隆幸「2017 年声明を巡る市民と科学者の対話を」『日本学術会議のこれまでとこれから』地平社. 2026 所収
[8] 井原聰「巧妙な網 軍事化されるアカデミアへの警鐘」『地平』2026 年 11 月号所収